

2024年度税制改正に関する要望書

2023年 7月 31日

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

目 次

内容

1. はじめに	2
2. 本要望書の目的	2
3. 両協会について	4
4. 暗号資産に関する現状認識	4
(1) 暗号資産市場の現状	4
ア 暗号資産市場の動向	4
イ 暗号資産を活用した新たな領域（Web3. 0, NFT）の動向	6
ウ JCBAによるアンケート調査	7
(2) 法令改正による暗号資産の規制及び業界団体による市場の健全化の取組み	7
ア 法令による暗号資産の規制	7
イ 自主規制団体による市場の健全化の取組み	8
(3) 税務行政への協力	9
ア 利用者に対する情報提供	9
イ 税務当局に対する情報提供	9
(4) 暗号資産税制における課題	9
(5) 税制上のインプリケーション	15
5. 要望骨子	16
(1) 分離課税	16
(2) 法人税	16
(3) 資産税	16
(4) 暗号資産同士の交換	16
6. 各論	17
(1) 分離課税	17
(2) 法人税	19
(3) 資産税	20
(4) 暗号資産同士の交換	20

2024年度税制改正に関する要望書

2023年7月31日

一般社団法人日本暗号資産取引業協会 (JVCEA)
一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA)

1. はじめに

我が国は、他の先進国に先駆けて施行した改正資金決済法により、一時は暗号資産及びその基盤となるブロックチェーン技術の分野で、世界をリードする立場にあった。しかしながら、暗号資産に関連する現行の国内税制や、流出事件等を契機に強化された規制を嫌気して活動拠点を海外に移転する企業や人材が増加し、暗号資産とブロックチェーン技術の中核として構想されるに至ったWeb3.0において新たな事業を促進するための制度整備が進んでいない。足元では主要取引所の破綻を契機に一足遅れて諸外国が規制強化に動く中、我が国はWeb3.0分野で起死回生を果たすべく、短中期的にWeb3.0産業の育成に取り組み、中長期的にはWeb3.0関連事業の試行錯誤を通じたブロックチェーン技術のSociety5.0への貢献可能性を追求するという産業戦略を掲げている。しかしながら、主に税制の先行き不透明さのため、人材や企業の海外流出の動きが止まらない状況にある。

このような認識の下、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の自主規制団体であるJVCEAと、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」にて業界団体として参加し毎年要望を行ってきたJCBAは、2024年度税制改正にあたり、両協会の会員である暗号資産交換業者及び暗号資産関連ビジネス事業者により税制改正が求められる事項を整理した上で、以下のとおり、要望するものである。

2. 本要望書の目的

経済産業省・大臣官房Web3.0政策推進室が指摘する通り、Web3.0とは、ブロックチェーン技術の台頭に伴い、従来のインターネットアーキテクチャの上に、新たなレイヤーとして加わった「価値のインターネット（ブロックチェーン等の技術による価値の共創・保有・交換システム）」であり、これによってインターネットだけでは標準実装されていなかった、仲介者を必要としない価値の共創・保存・交換が可能となる¹。また、デジタル庁・Web3.0研究会は、Web3.0の大きな特徴として、オープンソース・ソフトウェアとして構築されたパブリック・ブロックチェーンやスマートコントラクトによって、国境や組織を超えた技術革新が促進され、これまでになく急速に革新的なサービスが生まれる可能性を指摘している。

我が国においては、暗号資産に対して諸外国と比較して厳しい税制が適用されていることや、流出事件等を契機とした規制強化によって、国内のWeb3.0産業が成長しておらず、インターネットにおいて取り戻せないほどの後塵を拝した過ちを再び犯そうとしつつある。もっとも、政府もWeb3.0において我が国が置かれた状況を認識しつつあり、2021年6月の成長戦略会議において、新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備が成長戦略実行

¹ 大臣官房Web3.0政策推進室「Web3.0事業環境整備の考え方-今後のトークン経済の成熟から、Society5.0への貢献可能性まで-」（2022年12月16日）11頁参照 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/010_03_01.pdf

計画案に盛り込まれ、ブロックチェーン技術の活用についても言及された²。また、自由民主党デジタル社会推進本部 NFT政策検討プロジェクトチーム（平将明 座長）が2022年3月に公表した「NFTホワイトペーパー（案）³」は、暗号資産やNFTに対する現行の規制や税制が足かせとなり、日本のWeb3.0関連ビジネスが世界から取り残され始めているとの現状認識のもと、責任あるイノベーションを強力に後押しすべく、社会基盤やルールを直ちに整備する必要があることを提言した。同本部は、4月「デジタル・ニッポン2022」において、「NFTホワイトペーパー」を盛り込んだ⁴。こうした流れを受けて、岸田内閣は、同年6月、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「骨太の方針2022」において、ブロックチェーン技術を基盤とするNFTやDAOの利用等のWeb3.0推進に向けた環境整備の検討を進める方針を明記した⁵。NFT政策検討プロジェクトチームは、政策アジェンダをWeb3.0に拡大し⁶、2023年4月にはweb3プロジェクトチームとして、Web3.0産業の推進のための包括的な提言をホワイトペーパーとしてとりまとめ、2023年6月に「デジタル・ニッポン2023」として政府に正式に提言されるに至っている⁷。与党の提案を受けて、政府は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」において、ブロックチェーン技術が従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めているとの理解を前提に、暗号資産に係る税制改正を含めWeb3.0の推進に向けた環境整備について検討を進める旨を明言している⁸。

2022年以降、規制が不十分な中で生じた大規模なアルゴリズム型ステーブルコインの破綻や、オフショアの大手暗号資産取引所の破綻等の影響により、世界の事業環境は急速に悪化し、欧米をはじめとする諸外国は規制強化に動き始めている。これらの事件は、ひとえに事業者のガバナンス不全が原因であり、また事件が国境を越えて伝播したのは、諸外国に適切なガバナンスを事業者に義務付ける規制が欠けていたことが原因である。我が国においては、既に利用者保護等の規制が高い水準で整備されていたため、諸外国と比較して、これらの事件の影響は限定的なものにとどまった。web3プロジェクトチームのホワイトペーパーにあるとおり、現在の「暗号資産の冬」は、Web3.0産業で日本がリーダーシップを取り戻すためのチャンスであるといえ、Web3.0をめぐる事業環境の整備を進めていくことにより、我が国がブロックチェーンビジネスの成熟したマーケットを目指すことは十分に可能であると考えられる⁹。

我が国がWeb3.0の分野において起死回生を図るにあたって、現在最大の障害となっているのは税制であることに疑いはない。所得税制は、国民が暗号資産にアクセスしたり決済手段として利用したりすることを躊躇させる内容となっており、法人税制も、法人による暗号資産の保有について他の資産と比較して不利な内容となっている。このような現状は、Web3.0の推進という政府の目標にとって致命的である。

² 成長戦略会議「成長戦略実行計画案」（2021年6月18日）<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichos-enryakukaigi/dail2/siryou3.pdf>

³ <https://www.taira-m.jp/2022/03/nft.html>

⁴ 自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部「デジタル・ニッポン2022—デジタルによる新しい資本主義への挑戦—」（2022年4月26日）<https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html>

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf 及び、

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf

⁶ 2022年10月に「NFT政策検討プロジェクトチーム」を改組し、「web3プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年12月に中間提言を取りまとめている。

⁷ 自由民主党「デジタル・ニッポン2023～ガバメント・トランスフォーメーション基本計画」（2023年6月1日）<https://www.jimin.jp/news/policy/205991.html>

⁸ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

⁹ 前掲脚注1 及び、前掲脚注3、参照

インターネット産業における失敗の轍を繰り返すことなく、政府が掲げるとおりWeb3.0において我が国が起死回生の一打を放つためには、なによりも暗号資産にまつわる税制を中立なものとし、暗号資産は投機に過ぎないとの偏見を改めて、株式などの他の金融資産と同等の扱いを認めることが不可欠といえる。

以上の視点のもと、両協会は、暗号資産の利用促進、市場の活性化、関連産業の発展を期するべく、あるべき暗号資産税制について以下のとおり要望する。

3. 両協会について

JVCEAは、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の自主規制団体であり、資金決済法に基づく「認定資金決済事業者協会」と金融商品取引法に基づく「認定金融商品取引業協会」を兼ねている。JVCEAは、会員の行う暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者保護に資することを目的として活動している。

JCBA は、暗号資産取引業者、金融商品取引業者、ウォレット、システム・セキュリティ、ゲーム・エンタメなどの暗号資産・ブロックチェーンに関連するビジネスに従事する事業者やビジネス参入を検討する事業者、コンサルティングファーム、法律事務所、税理士など、合計136社（2023年7月31日現在）が会員として加入している。JCBA は、このような幅広い関連事業者の協力を得て、来るべき自律分散型の協調社会における社会基盤となることが期待されるブロックチェーン、とりわけその原動力となる暗号資産の可能性を拓く礎となり、我が国における暗号資産ビジネスの持続的な発展を期することを目的に活動している。

4. 暗号資産に関する現状認識

暗号資産市場の現状を示すとともに、法規制の観点から、暗号資産関連ビジネスに関わる団体としての認識を示す。

(1) 暗号資産市場の現状

ア 暗号資産市場の動向

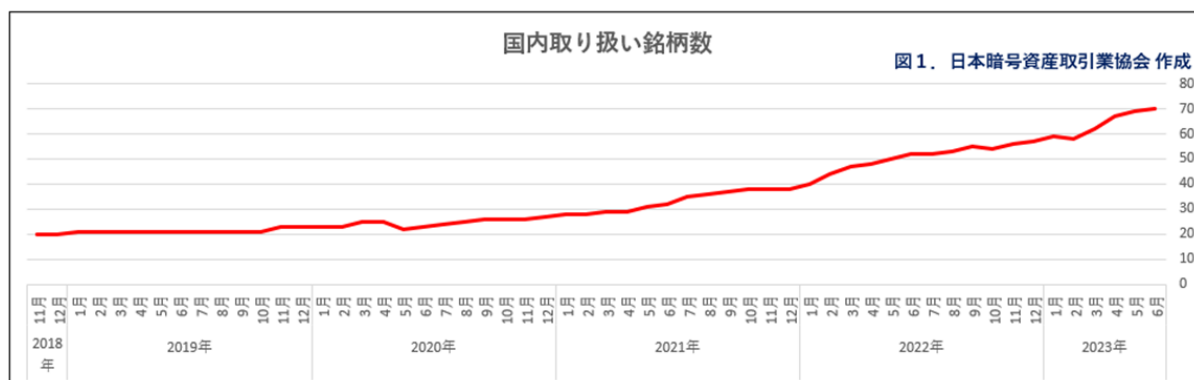
暗号資産は、2010年5月22日にピザ2枚と10,000BTCが交換されて以降、決済手段の1つとして台頭し、現在ではその存在が人々に広く認知されるに至っている。暗号資産の取扱い場所を確認できるCoinmap.org¹⁰を見てみると、2013年6月に、ビットコインを用いた決済やATMを取り扱うことのできる場所は、世界でも60カ所ほどであったのに対し、2023年6月には32,000カ所以上と、10年間で500倍以上にまで増加していることが分かる。

日本でも2017年から一部の家電量販店でビットコイン決済ができるようになり、広く耳目を集めたことは記憶に新しいが、その後も旅行会社や飲食店などで、暗号資産決済の導入が進められているほか、地方自治体に対する寄付を暗号資産で行う例などもある。また近年はWeb3.0の進展に伴い、NFTなどのデジタル資産の売買や、Blockchain Game上での決済など、その基幹技術として、デジタル空間における暗号資産の重要性が高まってきている。

またこのような暗号資産の広がりや、いわゆる暗号資産取引所による暗号資産市場の形成が大きく寄与していると考えられ、我が国においても、様々な取引所が暗号資産を取り扱ってい

¹⁰ <https://coinmap.org/view/>

る。たとえば2018年にJVCEAが設立された当時、暗号資産取引所を営む会員は16社であったが、2023年6月22日現在には33社に増加している¹¹。またこれに併せ、国内で流通する暗号資産も、JVCEA設立当初には20銘柄であったが、現在は70銘柄にまで達し（図1）、今後も増えていくことが予想される。



次にこのような状況を背景に、暗号資産の代表といって差し支えないであろうビットコインの市場動向を眺めてみる。

CoinMarketCap.com¹²によると、ビットコインの時価総額は、発生から緩やかに推移していたが、2017年にその価値を増加させている。その後、流出事故が続いたことで一時的に減少傾向となったものの、当時の教訓から、暗号資産の管理について様々な対策が講じられたことで、暗号資産に対する信用が徐々に回復し、2021年には再び増加傾向を示した。

直近においては、米国FTX社の破綻（※）等の影響からいったん市場が冷却され、時価総額は100兆円ほどに落ち着いている（※、なおFTX Japan社においては、国内法令および自主規制の取り組みが功を奏し、現在、利用者資産の返還が進められている）。（図2）



ビットコインの取引高は、2019年1月に1日平均で約1兆円であったものが、2021年1月に7.2兆円まで伸びた後、2023年1月には約2.8兆円へと推移していることから、その動きは時価総額に準じているように見受けられる（図3）。

¹¹ 一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）統計情報（2023年6月5日現在） <https://jvcea.or.jp/about/statistics/>

¹² <https://coinmarketcap.com/currencies/bitcoin/historical-data/>



JVCEAの統計では、証拠金取引高に関し、2021年1月には20兆円以上を超えていた取引高が、2023年4月には3000億円弱にまで大きく落ち込んでいることが確認された¹³。これは、2020年に施行された法令・自主規制により段階的にレバレッジ倍率が引き下げられ、2021年4月に最大2倍までとなったことに起因しているものと考えられる。

JVCEAの統計によると、2018年以降、利用者口座の数は着実に増加をしており、2023年4月には約680万口座となっている¹⁴。この680万という口座数は、店頭FXの税制改正が行われた2011年当時のFX取引口座数を既に超えており¹⁵、普及度において既に暗号資産はFXと同程度以上の水準に達しているとみることができる。また近年では拡大する利用者口座の数に対し、自主規制や法対応によりAML/CFTの向上を進めている。

イ 暗号資産を活用した新たな領域 (Web3.0, NFT) の動向

2022年はレイヤー2を始めとするブロックチェーン基盤領域の革新に世界的な関心が寄せられたことに加え、国内では事業会社及び金融機関を中心にWeb3.0技術の利活用が広がり始めた。レイヤー2は、ブロックチェーンの基本層 (レイヤー1) とは独立したトランザクションやスマートコントラクトの処理を行うことで、取引コスト低減と速度向上目的に開発された技術である。2022年11月にはレイヤー2のトランザクション数がレイヤー1を超えているデータもあることからレイヤー2の有用性に関して一定の認知が進みつつある¹⁶。

国内では企業やプロジェクトが発行したトークンを暗号資産取引所が審査、受託販売を行ういわゆるIEO (Initial exchange offering) の事例が増加した。また、国内の上場企業もWeb3.0領域への参入が見られた。またステーブルコインやセキュリティトークンの活用事例が拡大しており¹⁷、既存の業界知見と組み合わせることでブロックチェーン技術のユースケースを創造する試みが見受けられる。

昨年大きなブームを巻き起こしたNFTの分野では、2022年のNFTのオーガニック取引高は247億ドルと、2021年の251億ドルとほぼ同水準で推移する結果となった¹⁸。今年は昨年と比較して、NFTを利用したサービスの拡大が特徴的であると言える。コンサートやスポーツなどのイベント

¹³ 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 (JVCEA) 暗号資産取引月次データ (2018年9月～2023年4月)

<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/statistics/202304-KOUKAI-01-FINAL.pdf>

¹⁴ 前掲脚注12、参照

¹⁵ 一般社団法人金融先物取引業協会 四半期統計データ 店頭外国為替証拠金取引

https://www.ffaj.or.jp/library/performance/quarter_total/quarterly_data/

(店頭FXにおける2011年6月時点の利用者口座数は、約360万口座であった)

¹⁶ https://www.orbiter.finance/data?rollup_tab=starknet

¹⁷ <https://www.tr.mufg.jp/progmat/>

<https://hashhub-research.com/articles/2023-05-29-about-web3-trends-in-japan>

¹⁸ <https://decrypt.co/118438/2022-versus-2021-nft-sales>

チケットをNFTチケットとして販売するサービス¹⁹や大手ファッションブランドがNFTを販売するなど、実生活に近い分野におけるNFTの利活用が進んだ。

一方、2022年に暗号資産取引環境に大きな影響を与える出来事として、USTの暴落と大手暗号資産取引所FTXの破綻が挙げられる。これらの事件を契機として、米国を中心に各国でステーブルコインを含めた暗号資産に関する規制強化の動きが強まることとなったが、他方において日本は、分別管理を始めとした顧客保護規制が世界的に再評価されることに繋がった。

日本では、ステーブルコインを規制する改正資金決済法が2022年通常国会で成立し、2023年6月1日に無事に施行に至った。米国ではSECが法執行を強化し、証券法や取引所法違反を理由に主要な取引所を提訴する流れとなっているなか、規制環境が安定している日本に回帰する動きもうかがわれる。

その動きをとらえ、自由民主党web3プロジェクトチームでは、2022年3月に公表した「NFT（非代替性トークン）ホワイトペーパー」の続編となる「web3ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～」を2023年4月に公開し、日本においてWeb3.0領域が発展するに当たり課題になる事項を挙げている。その中には税制改正が最重要項目として掲げられており、特に「他社が発行するトークンを期末時価評価課税の対象から除外」する提言については、早期に提言内容を実現できる最善のアプローチを探求し、「今年確実に実現すべきである」と力強い意志が示されている。

ウ JCBAによるアンケート調査

JCBAの税制検討部会は2022年6月、暗号資産投資を行う個人投資家に対して暗号資産税制に関するアンケート調査を実施した²⁰。アンケート調査によれば、回答者の70%は2021年度の確定申告を行っていなかったが、その大半の理由が暗号資産取引の所得が20万円以下であること、または利益がそもそも未確定であることであった。これら回答者の8割以上は、分離課税が導入された場合には暗号資産への投資額を増やす意向を持っていた。暗号資産取引の目的（複数回答）については、87%が「1年以上の長期保有」、32%が「NFT購入」と回答しており、従来の短期保有目的のみならず、中長期保有資産としての役割や、NFT利用拡大との連動を如実に示す結果となった。なお、暗号資産にかかる所得に対する日本の税率が高いことに起因して海外移住を検討しているとした回答者も約半数に上り、個人投資家の暗号資産税制に対する強い懸案が浮き彫りとなった。

（2）法令改正による暗号資産の規制及び業界団体による市場の健全化の取組み

ア 法令による暗号資産の規制

2016年の資金決済法等の改正（2017年4月施行）により、仮想通貨（当時）が資金決済法に定義され、仮想通貨交換業を登録制とし仮想通貨交換業者に利用者保護のための一定の措置（顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理など）が義務付けられるとともに、仮想通貨交換業者は犯罪収益移転防止法の特定事業者とされ取引時確認等を行わなければならないこととされた。

¹⁹ <https://1-tike.com/lawsonticket-nft/> 及び <https://corp.ticketme.jp/>

²⁰ 一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)「2023年度税制改正に関する要望書」資料1「暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果（調査期間2022/5/23-6/16、回答数26,002件）」
https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2022/08/2_taxreform2023_survey20220803.pdf

その後の仮想通貨の価格の乱高下や大規模な仮想通貨の流出事案を踏まえ、2018年に設置された「仮想通貨交換業等に関する研究会」での議論を経て、2019年に資金決済法・金融商品取引法が改正された（2020年5月に施行）。

資金決済法改正の主たる内容は、「仮想通貨」を「暗号資産」に改称するとともに、暗号資産の流出リスクへの対応（コールドウォレット管理の原則義務化）、過剰な広告・勧誘への対応（広告・勧誘規制の整備）、カストディ業務への対応（カストディ業務の登録対象化）、問題がある暗号資産への対応（取扱暗号資産変更についての事前届出制の導入）を図るものである。また、ICOと呼ばれる新規に発行される暗号資産の販売については、2019年6月に金融庁の事務ガイドラインの一部が改正され、暗号資産交換業に該当することおよび監督上の視点が示された。

金融商品取引法改正の主たる内容は、暗号資産を同法上の金融商品と位置付けるとともに、暗号資産を用いた証拠金取引への対応（金融商品取引法上の登録制の導入、販売・勧誘規制の整備及びレバレッジ倍率の限定）及び不公正取引への対応（暗号資産の現物取引及び証拠金取引についての相場操縦等の不公正取引の禁止）を図るものである。

さらに近年におけるマネー・ローンダリングやテロ資金供与へ暗号資産が用いられる懸念から、2022年に外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正によって、暗号資産の送付先が経済制裁対象でないかを確認する義務が課されたほか、3000万円相当額を超える暗号資産の売買・交換・媒介等を行う場合に、政府へ20日以内に報告するべき旨が定められた。

暗号資産交換業者の業務は従前から犯罪収益移転防止法の対象である。そのため暗号資産交換業者には、取引時確認を行うことや、暗号資産交換業者が特定業務に関わる取引において收受した財産が、犯罪収益であると疑われる場合、これを疑わしい取引として金融庁長官へ届け出ることが義務付けられている。これに加え2023年6月からは、いわゆるトラベルルールが犯罪収益移転防止法において義務化されることとなり、暗号資産交換業者は、とくに移転時に受け取り側交換業者へ、送付依頼人と受取人の情報を相互に通知・保存することが求められるようになった。

これらの一連の法規制によって、暗号資産は、その最大の懸念といわれてきたマネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融のリスクに対して適切な形でリスクベースで対処することができる資産として、社会における信用獲得の基盤が整備されるとともに、制度により利用者保護が適切に図られるアセットクラスとして、投資対象としての暗号資産の認知も高まったものといえる。

イ 自主規制団体による市場の健全化の取組み

これらの法改正を受け、JVCEAにおいても法規制に対応した自主規制規則を定め、利用者保護を図るとともに市場の健全化への取組みを進めている。特に、問題のある暗号資産の流通を防ぐための取り組みとして、「暗号資産の取扱いに関する規則」²¹において、会員が暗号資産を新規に取り扱う際には会員社内における審査を経てJVCEAに事前届出を行うことを求め、届出を受けたJVCEAは会員における審査結果を確認し、JVCEAが異議を述べた場合には、会員は当該暗号資産の取扱いを開始できないこととされている。また、「新規暗号資産の販売に関する規則」²²において、会員が自ら新規に暗号資産を発行して販売する場合及び発行者の依頼に基づき新規に発行される暗号資産の販売を行う場合、会員社内において対象事業等についての審査を行い、JVCEAがこれを検証することとされている。

²¹ https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/B03_jvcea20200925.pdf

²² https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/B04_jvcea202005.pdf

これらに加え、2020年5月からは、国内暗号資産交換業者において約定されたレートに基づき計算された、国内現物暗号資産の「参考価格」を公表し、国内暗号資産市場の水準感を示しているほか、2021年4月からは、暗号資産市場の動向を変動率の観点から確認できる「リスク想定比率」を公開している。さらに2022年3月からは「グリーンリスト」という、国内会員における暗号資産の取扱状況から一定要件を満たす銘柄を「本邦で広く取り扱われている暗号資産」として公表している。

このような取組みによって、社会的に有用な暗号資産を日本市場に流通させ、利用者保護の側面だけでなく、不正利用防止の観点から望ましくない暗号資産や安全管理の観点から問題のある暗号資産を日本市場において流通させないよう、業界として自主的な努力を行っている。

(3) 税務行政への協力

ア 利用者に対する情報提供

国税庁からの要請に基づき、暗号資産取引業者は利用者に対して年間の暗号資産の取引金額等に係る年間取引報告書を提供し、利用者の利便を図っている。

さらに、利用者の利便性を高め適正な申告を促す観点から、JCBA税制検討部会では暗号資産取引の取引履歴形式統一に向けた活動に取り組んでいる²³。複数の取引業者と取引を行う利用者にとって各取引業者が提供する取引履歴形式が異なると損益計算が煩雑となってしまうため、国内の取引業者における取引履歴形式を統一することで、利用者の損益計算及び確定申告の便宜を図る取組みを進めている。

イ 税務当局に対する情報提供

金融商品取引法の改正により暗号資産のデリバティブ取引が同法の規制下に置かれることとなった。これに伴い暗号資産のデリバティブ取引に係る支払調書の提出が義務付けられている。また、国税通則法に基づく税務当局からの暗号資産取引業者への情報提供要請に対し、特定された利用者に係る取引等の情報を税務当局に提出している。今後、暗号資産の現物取引に係る支払調書の提出が求められることが想定されるほか、OECDで議論されているCARF (Crypto-Asset Reporting Framework) に対応して他国との情報交換を行うための非居住者情報の提供も求められることが想定されている。

(4) 暗号資産税制における課題

上記のとおり暗号資産の現状及び暗号資産を取り巻く近年の法改正や業界の取り組みについて述べてきたが、以下に暗号資産税制の抱える現状の課題点についても述べる。

1 税務申告促進の必要性

暗号資産交換業者を含む複数の暗号資産取引所やウォレット、サービスの間で送金・受取が起きるため、暗号資産の取得単価を各事業者が把握できないという暗号資産取引の性質上、納税義務者からの自主申告による徴税を行う必要がある一方、その確定申告に必要な損益計算は非常に煩雑であり、要申告者が確定申告を行わないことが危惧される。同時に、登録された暗号資産交換業者を介さない取引については捕捉可能性が極めて低い。その結果、納税の義務を果たしている利用者とそうでない利用者が併存する事態にもつなが

²³ <https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20211112-001/>

り、税の公平性の観点でも課題が多い。こういった事態に対応すべき税務当局の負担は大きく、無申告者の捕捉が容易ではないことがトータルでの税収減にも繋がるおそれがある。暗号資産の仕組みやその取引の特殊性に鑑みれば、利用者による適正な申告をより積極的に促進し、もって健全な納税環境及び税の公平性を整備することが目下重要な課題であるといえる。業界内における取組みとして、前述の通りJCBAも損益計算の利便性向上のため、国内事業者が提供する取引履歴形式の統一に向けた活動を進めている。しかしながら、現状、暗号資産による利益は分離課税対象とはされておらず、一律の税率でないことに加えて、申告の有無に関わらず前年度の損失繰越ができないことなど、利用者による適正かつ積極的な申告の促進を妨げている側面がある。累進税率課税を回避するために法人化する納税者の増加による税収への影響も考えられる。

2022年6月にJCBAが暗号資産の個人利用者に対して実施したアンケート調査では、暗号資産利用者の大部分はその暗号資産投資額が少額かつその利益額も20万円以下であるため、確定申告を実施していないことが判明した。また、現行税率が高いことに起因して、暗号資産取引からの利益を敢えて確定せず、雑所得を20万円以下に抑えることで確定申告を回避している利用者層も一定程度見受けられた。なお、これら利用者のうち大多数が、分離課税が導入された場合には暗号資産への投資額を増やす、もしくは利益を確定させると回答した。また、暗号資産取引に係る所得が20万円を超過し本来確定申告を行う必要があるところ確定申告を行っていないという利用者も見受けられたが、その大半が、分離課税導入後には確定申告を行う予定であると回答した。これらの調査結果から、現状の税制度が暗号資産投資や確定申告を抑制する一因となっており、ひいては税収機会の損失に繋がっている可能性が示唆された。

また、現行の税制では、保有する暗号資産を円やドル等の法定通貨と交換した場合だけでなく、他の暗号資産と交換した場合にも、暗号資産を譲渡したものとして暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課される。しかし、暗号資産同士の交換時には法定通貨を取得することがないため、納税のための担税力を欠く結果となり、納税者による税務申告促進の妨げとなっていることが危惧される。

2 他金融商品税制との整合性

改正金融商品取引法では暗号資産が金融商品として位置づけられた。一方で税制においては、他の金融商品について20%の申告分離課税が導入されているのに対し、暗号資産取引にかかる利益への課税は分離課税対象とされていない。デリバティブ取引においてもまた、改正金融商品取引法が暗号資産デリバティブ取引を通貨デリバティブ取引に準じたものとして位置づけ、デリバティブ市場を通じた価格安定を期することで決済手段としての安定性を確保しようとしている一方で、税制においては、他の金融商品先物取引等の決済が20%の分離課税とされているのに対し暗号資産デリバティブ取引の決済は分離課税対象とされていない。さらには、暗号資産の価格を参照した仕組債等の金融商品が組成され始めており、これらの金融商品については20%の分離課税とされている一方で、参照元の暗号資産については分離課税対象とされていない。これらの金融商品の中には実質2倍以上のレバレッジで暗号資産に投資するのと同様の仕組債なども存在する。改正金融商品取引法により、顧客保護や過当投機防止等の観点から個人による暗号資産の取引についてはレバレッジ2倍が上限とされているにもかかわらず、税制は高レバレッジの金融商品を優遇しているとも受け止められかねない。これら暗号資産関連取引にかかる税制において、租税の公平性・公正性や制度内での整合性を担保する必要があると考えられる。

3 海外の暗号資産税制に対する劣後性

海外各国における暗号資産税制との比較では、米国及びイギリスでは暗号資産の取引によって生じた利益は他の金融資産と同様のキャピタルゲイン課税（概ね20%、米国は1年以上保有の場合）として固定税率課税とされているほか、ドイツのように1年以上保有している暗号資産の取引については原則として課税対象としていない国も存在する²⁴。また、フランスでも、2023年からは個人投資につき固定税率（12.8%。ただし、別途17.2%に相当する社会保険負担）と累進税率を選択できる制度が導入されるなど、納税者の税負担への配慮がなされている。このような海外税制と日本の税制の違い（特に適用税率の違い）は納税者の海外移住を惹起し税収減に繋がるおそれがあるとともに、本書冒頭でも述べたように、我が国がこれまで試行錯誤を通じて築いてきた暗号資産における規制環境の優位性を生かせない事態を生じさせている。

4 法人税に関する課題

2021年11月8日の日本経済新聞朝刊に「酷税に失望、デジタル頭脳去る 暗号資産の調達に法人税、『日本では戦えない』」という記事が掲載された。暗号資産をめぐる税制が足かせになるとして有力スタートアップが相次ぎ国外に脱出しており、フィンテックの中核をなすブロックチェーン技術の開発で日本が競争力を失いかねないという。

ここでいう税制とは、トークン（暗号資産を中心としたデジタル資産の一種であり、分散型台帳技術によって発行管理されている電子証票）を発行して資金調達した場合の収益に対する税制と、法人が期末に保有する暗号資産の時価評価損益を所得計算に組み込む税制（以下「期末時価評価課税」という）である。

期末時価評価課税について、NFTホワイトペーパーは、「6. ブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策」の「(1) ブロックチェーンエコノミーに適した税制改正」という箇所、上記提言に係る問題の所在について、次のとおり指摘している²⁵。

このうち期末時価評価課税は、日本でブロックチェーン関連事業を起業するにあたって大きな障害となっている要因の1つとして批判的になっている。企業がトークンを発行し、一定数は譲渡せずに自社で保有する場合、そのトークンが「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社保有分に関しては現金収入が生じていない中で、法人税法上期末時価評価の対象となる結果、含み益に対して法人税が課されることとなる。このような自社発行の保有トークンに対する時価評価課税は企業にとって極めて重い負担であり、その結果、多くのブロックチェーン関連のスタートアップ企業が日本で起業せず海外に流出する要因となっている。

この点について、2023年度税制改正により、内国法人が自ら発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている一定の特定自己発行暗号資産については、期末時価評価課税の対象から除かれることとなった（法人税法61条2項及び3項、法人税法施行令118条の7第2項、法人税法施行規則26条の10）。

²⁴ 一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)「2024年度税制改正に関する要望書」資料1「暗号資産の各国税制比較表」、及びOECD「Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues」<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/taxing-virtual-currencies-an-overview-of-tax-treatments-and-emerging-tax-policy-issues.htm>

²⁵ 前掲脚注4、68頁参照

現在、暗号資産の保有目的については、売買目的や支払手段・決済手段目的で保有しているもの、他人から預かっているもののほか、ガバナンス目的、売買以外の投資目的、ステーキング目的（バリデーター業務目的）、他の種類の暗号資産と交換等のための一時的保有目的、運転資金目的、流動性供給目的、自社サービスに活用する目的、発行体の事業に伴走する目的、地方創生サービス提供のための保有目的など、実に多様化している。ロックアップ期間中や流動性供給中の暗号資産は、事業上、売却・換金が想定されておらず、技術上又は契約上も売買が不可能であることが珍しくない。このように、事実上、売却・換金が容易なものではない、保有し続けなければ事業を継続できないようなものを期末時価評価課税の対象とすることは、法人の事業遂行や日本での起業を妨げる大きな要因となる²⁶。よって、自社発行の暗号資産にとどまらず、他社発行の暗号資産についても期末時価評価課税の対象から除外する改正を行う必要がある。

このような改正は、例えば、上記特定自己発行暗号資産に係る2023年度改正に関して、国会において岸田文雄首相が「ウェブ3に関する環境整備」として見直しを行ったと説明されていること²⁷や、主税局長が「これによりまして、ブロックチェーン技術を活用して、自ら暗号資産を発行し、ビジネスを行うスタートアップの方々にとって、キャッシュフローがない状態で課税されるということがなくなり、事業を行うための環境整備が図られるものと考えております。」と発言されていることと整合する²⁸。

JCBAは、国際商事研究学会の柳田宗彦理事及び千葉商科大学（当時の所属先）の泉絢也准教授とともに、複数の企業に対して暗号資産の税務・会計に関するアンケートと個別ヒアリングを実施した²⁹。その際、期末時価評価課税に関して、次のような意見・要望があった。

- 運転資金として保有している暗号資産の評価益が課税されることによって、税金流出分を考慮して事業運営を行わなければならない、積極的な投資に踏み切ることが困難となる。
- 期末時点の暗号資産の評価益は予想できない中で、これに対して課税されることを考慮して納税資金を確保する必要がある、事業運営に支障をきたす。
- 活発な市場の判断がグレーであることから、課税の公平が保てるか疑問である。税務調査があった場合、当局の見解と相違する可能性があり、想定外の税負担が発生するリスクが懸念される。
- 暗号資産はボラティリティが高く、評価益が計上されたとしてもそれに見合うキャッシュインがあるわけではないので、納税のための担税力がない。
- 自社発行の暗号資産を課税対象から除外する対応をしてほしい。日本では暗号資産に関する法務及び税務リスクが高いため、日本で暗号資産に関するビジネスを行うことが難しい。
- 問題の本質は会計ではなく、税務にある。大前提として会計と税務の取扱いを切り分ける必要がある。会計自体はそう複雑性はないが、課税リスクを負って事業運営し続けることが発展を妨げている。

²⁶ 泉絢也「法人税法における暗号資産（仮想通貨）税制の問題点(1)・(2・完)一期末時価評価課税の改正提言一」千葉商大論叢60巻1号73頁以下、千葉商大紀要60巻1号61頁以下参照。

²⁷ 2023年1月26日・衆議院本会議。

²⁸ 2023年2月20日・衆議院予算委員会第三分科会における発言。

²⁹ <https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20220224-001/>

- 暗号資産を外国通貨と同じようなものと考え、評価損益に課税されることに違和感はない。他方、暗号資産を有価証券又は投資有価証券と同じようなものと考え、評価損益が課税されるのは違和感がある。現行制度上は、暗号資産は金融商品に該当しないと過去の法制度を前提に、前者の考え方になっていると思われる。しかし、暗号資産を外国通貨と同様に考えるのは換金性や流通の観点から検討が必要と考える³⁰。

上記アンケート結果は、法人が保有する暗号資産のうち、短期売買目的で保有していない他社発行のものについても期末時価評価課税の対象外とする必要があることを裏付けるものである。また、日本におけるブロックチェーン関連事業の起業を促進するためにはトークンへの投資を容易にする環境整備が必要であるが、他社発行の暗号資産は2023年度改正後も引き続き期末時価評価課税の対象となり、期末には含み益に係る法人税の負担が発生する結果、web3ビジネスに投資する国内投資家は、簿価評価を前提とする海外投資家と比べて著しく不利な競争環境に置かれることとなる。これにより、web3ホワイトペーパーが指摘する通り、ファンドを通じた投資をはじめとした日本国内の投資家からのトークン投資が進まず、国内におけるweb3エコシステムの発展は、大きく阻害されることになる。

期末時価評価課税の趣旨又は立法事実について、次のようにまとめることができる³¹。

- ①法人が期末に保有する市場暗号資産については、企業会計上も時価評価をすることとされていること
- ②市場暗号資産については、一般的に、売買・換金について事業上の制約がない、すなわち、市場が存在するため売買・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でない。このことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること
- ③法人が期末に保有する市場暗号資産に対して時価評価を行わなければ、所得の発生する事業年度に含み損のある暗号資産のみを売るといった租税回避行為が想定されること

他社発行の暗号資産でも短期売買により利ザヤを稼ぐために保有しているものではなく、事業上の必要性から保有しているものについて、少なくとも、上記②及び③は当てはまらない。

そもそも、法人税法において、法人が期末に保有する資産に対して、時価評価して課税を行うのは例外であり（法人税法25条1項、33条1項）、暗号資産の他には、基本的には、企業会計に合わせて、売買目的有価証券（短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行った有価証券及びこれ以外でその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載した有価証券など）と短期売買商品（金・プラチナなどの短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した商品）に対してのみ行っているにすぎない（法人税法61条1項括

³⁰ この見解については、法人税法は外貨建て資産等に関しては期末「換算」という語を使用しており（法人税法61条の9）、「時価評価」とは概念を区別していることから、議論の余地があるとする意見もある。泉絢也「暗号資産の期末時価評価課税問題と解釈論の限界」税務弘報2022. 7、94頁参照。

³¹ 財務省HP『令和元年（2019）度 税制改正の解説』278頁、2022年2月4日の第208回国会衆議院内閣委員会における藤原崇財務大臣政務官の答弁参照。

弧書、法人税法施行令119条の12)。暗号資産は、外貨建資産等の期末換算差損益の規定（法人税法61条の9）に寄せるのではなく、外国通貨以外の資産、棚卸資産等にもなりうる資産として取り扱われているのであるから、暗号資産に対する期末時価評価課税の制度についても、これらの有価証券や短期売買商品の規定と平仄を合わせるべきではないか。そうでなければ、そのことについての確固たる趣旨や立法事実が必要であろう。これまで述べてきたところからすれば、少なくとも現在では、期末時価評価課税は、過大包摂の規制、過剰な規制という様相を呈しており、短期売買の目的で保有するものではない他社発行の暗号資産についても、期末時価評価課税の対象から除外すべきである。この点については、暗号資産の市場が一時的に下落している際に評価損の計上を一律に認めることの是非という観点から検討することも考えられる。

なお、暗号資産が法人税法上時価評価となった背景として、2018年3月に公益財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会（以下「ASBJ」）が公表した実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において暗号資産を保有目的に関わらず「活発な市場」があれば時価評価する取扱いが示され、税法上も当該取扱いとの整合性を考慮されたことが考えられる。しかし、そもそも意思決定有用性を重視する企業会計と税徴収の公平性/客観性/実現性（担税力）を重視する税務会計はその目的が異なるものである。有価証券においては、企業会計は時価主義に基づき、売買目的有価証券のみならず、その他有価証券も時価評価が原則である一方、法人税法においては取得原価主義に基づき、短期売買に時価評価が限定されている。そのため原則的には暗号資産の取扱いについても税務会計の目的に従い、税務会計の論理的な枠組みの中で整理されるべきである。一方、税法においても企業会計においても相互の規定を斟酌できる規定は存在する。その中で、暗号資産に関する会計基準は現時点で存在せず、あくまで実務対応報告としての整理にとどまるため、本税制改正要望の趣旨とは異なるものの、両協会としては会計基準の開発も早急に行う必要があると考える。

5 資産税に関する課題

暗号資産は相続時の財産的価値すなわち時価により評価を行い、相続税を課税する。相続人は被相続人の取得原価を引き継ぐが、暗号資産の譲渡による所得が雑所得に分類されていることから、相続人が相続で取得した暗号資産を譲渡した際に、取得費加算の特例の対象とはならない（租税特別措置法39条）。結果、相続人は相続税と所得税を最高税率で負担する場合もあり、相続した暗号資産の時価評価額以上の過大な税負担となるケースも生じている。

また、上場株式においては、課税時期（相続発生日）の最終価格または課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のいずれか最も低い価格によって評価することを許容している（相続税財産評価に関する基本通達169）。一方、暗号資産は上場株式同様に価格変動リスクを内包しているが、評価方法については課税時期における相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する取引価格としている（暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）4-2）。

(5) 税制上のインプリケーション

以上のように、暗号資産及び暗号資産制度においては、以下の点について重要な変化があった。暗号資産の税制上の取扱いもこれに応じて変化していく必要があると考えられる。

- 暗号資産の時価総額及び取引金額は、引き続き世界的に大幅な増加を続けており、国内口座数も着実な増加傾向にある。また、他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が国内外で確立されつつある。国内上場企業によるWeb3.0領域への参入や、IEOによる資金調達、NFTを利用したサービスの拡大など、暗号資産を活用することによる多様なユースケースが広がっている。
- 法規制上も、2020年の金融商品取引法及び資金決済法の改正により、暗号資産が決済手段とデジタル資産の双方の性質を併せ持つものとしての位置づけが明確化された。
- 同じく2020年の金融商品取引法改正により、暗号資産の決済性手段としての価格安定を図るために、暗号資産デリバティブが通貨デリバティブに準じたものとして位置づけられた。
- さらに2022年の外為法改正や2023年のトラベルルール規制により、マネー・ローンダリング等への対応が図られた。
- これら法改正や業界団体による自主規制上の取組みによって、暗号資産業界の課題であった不正流出対策や過当投機の防止、社会的に有用・有望な暗号資産を流通させるための仕組みづくりなど、利用者保護及び業界全体の健全化が図られた。
- 自由民主党デジタル社会推進本部による「NFTホワイトペーパー」（2022年3月）及び「web3ホワイトペーパー」（2023年4月）において、日本のWeb3.0関連ビジネスにおけるイノベーションを強力に後押しすべく、社会基盤やルールを直ちに整備する必要性が提言されたほか、岸田内閣が「骨太の方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において政府主導でWeb3.0推進に向けた環境整備を進めていく姿勢を明言するなど、国家の方針としてWeb3.0推進を掲げ、暗号資産に係る税制改正を含めブロックチェーンやNFT、メタバースなどの環境整備を進めていくことが明確となった。

一方で、現行の暗号資産税制は、以下の点について課題を抱えているといえる。

- 利用者による適正な税務申告によって捕捉性を高めることが税の徴収において重要である中、暗号資産の仕組みに起因する取引形態の特徴に照らすと、暗号資産による利益が分離課税対象ではなく、一律の税率でないこと、また申告の有無に関わらず前年度の損失繰越ができない現行税制は、利用者による適正かつ積極的な申告の促進を妨げている。暗号資産の利用実態により適合した税制を整備している海外の暗号資産税制との格差によって、納税者の海外流出も現実化している。加えて、保有する暗号資産を他の暗号資産と交換した場合にも課税対象とする現行税制も、税務申告の促進を妨げているおそれがある。
- 法改正による暗号資産の法規制上の位置づけの変遷や、金融商品の枠組みの中で暗号資産の派生商品が生じている現状に鑑み、有価証券など他の金融商品との税制度における整合性・公平性を担保する必要がある。
- 暗号資産を利用したWeb3.0産業の革新や暗号資産技術技術の応用による経済社会の高度化に備え、海外の暗号資産税制との乖離を縮小する必要がある。
- 法人税においては、2023年度税制改正によって、自社発行のトークンについては一定の措置を講じることによって期末時価評価課税の対象から除外されることになったが、現行の期末時価評価課税は、プロジェクトに関するトークンを購入することでプロジェクトを支援する法人・ファンドへ重い税負担を課すこととなり、日本国内でのブロックチェーン関

連事業の起業や事業開発、これらに取り組む者の支援等の重大な障害となるとともに、web 3エコシステムの発展の阻害要因となりかねない。法人による暗号資産保有目的の多様化にもかかわらず他社発行のトークンを一律期末時価評価課税の対象とすることは、法人の事業遂行や日本での起業を妨げ、日本政府が掲げるWeb3.0推進の妨げとなる。

- 資産税においては、暗号資産は相続時の時価に基づき相続税が課税され、かつ暗号資産の譲渡時に取得費加算の特例の対象とならないことから、相続人が相続税と所得税を最高税率で負担する場合もあるなど、相続した暗号資産の時価評価額以上の過大な税負担となっている。

暗号資産を取り巻く変化に対応し、現行の税制度が有する課題を解決するために、暗号資産税制の改正は不可欠といえる。申告分離課税及び損失繰越制度を導入することによって、利用者による適正かつ積極的な申告を促進し、健全かつ公平な納税環境の整備を実現するとともに、法制度内での整合性・公平性も高め、我が国の海外に対する優位性を担保することができると考えられる。また、Web3.0のエコシステム全体を見据え、スタートアップ企業やそれに投資するベンチャーキャピタル、サービスのユーザーなど、諸外国に劣後しない法人税の整備、また暗号資産の相続人に対する過大な税負担を解決するための資産税の整備も同様に欠かせないと考える。

これらを踏まえた上で、税務の取り扱いについて、以下、骨子及び各論にて見解を述べるものである。

5. 要望骨子

(1) 分離課税

暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、20%の申告分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。暗号資産デリバティブ取引についても同様とする。

(2) 法人税

ブロックチェーン技術を活用した起業等への阻害要因を除去し、Web3.0推進に向けた環境整備を図る観点から、法人（発行者以外の第三者）が短期売買目的以外で継続的に保有する暗号資産について、期末時価評価課税の対象外とするよう要望する。

(3) 資産税

相続により取得した暗号資産の譲渡時の譲渡原価の計算について、取得費加算の特例の対象とすることや、相続財産評価について、上場有価証券と同様、相続日の最終価格の他、相続日の属する月の過去3ヶ月の平均時価のうち、最も低い額を時価とすることを要望する。

(4) 暗号資産同士の交換

暗号資産取引に関する損益は、暗号資産同士を交換したタイミングでは課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とすることを検討を要望する。なお、前3項目と異なり、本要望は制度上の整理にとどまらず、新たな計算方法の採用や暗号資産の色

分け（事実上ステーブル性のあるコインか否かなど）など検討すべきことが多岐に渡るため、まずは前3項目の改正を優先とし、その後の将来的な要望とする。

6. 各論

以下、要望骨子について、両協会の見解を述べる。

(1) 分離課税

ア 暗号資産交換業者を含む複数の暗号資産取引所やウォレット、サービスの間で送金・受取が起きるため、暗号資産の取得単価を各事業者が把握できないという暗号資産取引の性質上、納税義務者からの自主申告による徴税を行う必要がある一方、その確定申告に必要な損益計算は非常に煩雑であり、要申告者が確定申告を行わないことが危惧される。同時に、登録された暗号資産交換業者を介さない取引については捕捉可能性が極めて低い。その結果、納税の義務を果たしている利用者とそうでない利用者が併存する事態にもつながり、税の公平性の観点でも課題が多い。こういった事態に対応すべき税務当局の負担は大きく、無申告者の捕捉が容易ではないことがトータルでの税収減にも繋がるおそれがある。暗号資産の仕組みやその取引の特殊性に鑑みれば、分離課税及び損失繰越によるメリットを享受できる機会を設ける取り組みは、利用者による適正かつ積極的な申告を促進し、より健全な納税環境の整備を推進するものと思料する。

イ 一方で申告分離課税に移行した場合のデメリットとして想定されることは税収に与える影響である。しかし税収に与える影響について、一見、累進税率から一律20%の税率になることから税収減を想像しがちであるが、JCBA税制検討部会が実施したアンケート調査に基づく分析によると、実はトータルでは21%の税収増が予測される結果となった。これは、申告分離課税及び損失繰越が導入された場合にはより積極的に利益確定を行うことや投資額を増加すると考えている個人投資家が非常に多いためである。現行税率が高いことに起因して暗号資産取引からの含み益を取って確定せず、雑所得を20万円以下に抑えることで確定申告ないし納税を回避している投資家も多いが、申告分離課税及び損失繰越を導入することで、これら投資家が20万円以下の利益となるように売却を抑制することなく利益確定をより積極的に行う調査結果となっている。このことは確定申告を行う対象者自体の増加も意味しており、納税者の増加に繋がることとなる。これらに加え、海外主要国の税制と同程度の税制を導入することで、アンケート調査でも比率の高かった、海外移住を検討している高額納税者の海外への流出を抑制する効果も期待できる。

なお、アンケート調査に基づく分析³²によると、暗号資産取引に係る所得への課税が分離課税かつ税率20%となった場合、税率が変わったことのみの影響として、アンケート回答者の暗号資産取引に係る所得に対する所得税及び住民税は約57%減少する結果となった。一方で、暗号資産取引に係る所得が20万円を上回っているにもかかわらず現在確定申告を行っていないという回答者が多数存在しており、その中で分離課税導入後は確定申告を行

³² 一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)「2023年度税制改正に関する要望書」資料3「暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果に基づく分析結果」https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2022/08/4_taxreform2023_surveranalysis20220803.pdf

うとした回答者についての増収効果を織り込むと、減収幅は53%程度に縮小した。また、回答者の8割以上が、分離課税になった場合は投資金額を増やすと回答しており、この投資金額増加の効果を考慮すると減収幅は25%にまで縮小した。さらに、分離課税導入後には含み益の益出しの割合を増やすとした回答に基づき計算した含み益の確定割合増加による税収の減収幅は4%となった。また、上記投資金額増加効果により含み益も同割合で増加すると想定した場合、税収に与える影響は21%の増収という結果が得られた。

ウ 法規制の側面からも、改正法により暗号資産が単に決済手段ではない金融資産としての性質を併せ持つものと認められたといえる。租税の公平性・公正性の観点及び制度内の整合性の観点からも、暗号資産取引につき、他の金融商品取引等と同様に、20%の分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産取引に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。

エ 暗号資産デリバティブ取引においても、改正法が暗号資産デリバティブ取引を通貨デリバティブ取引に準じたものとして位置づけ、デリバティブ市場を通じた価格安定を期することで決済手段としての安定性を確保しようとしているとともに、業界自主規制の整備をはじめとする体制の高度化を図ることで、社会的に有用な暗号資産デリバティブ取引の実務を形成せんとして活動している。税制においてもまた、暗号資産デリバティブ取引を通じて暗号資産の公正な価格形成を図るという政策目的を実現するため、暗号資産デリバティブ取引につき、他の金融商品先物取引等の決済の場合と同様の扱いを要望する。

オ 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備が日本政府の成長戦略実行計画案に盛り込まれ、ブロックチェーン技術の活用が言及されたとともに、日本政府はWeb3.0の推進を掲げ、ブロックチェーンやNFT、メタバースなどの環境整備を進めていくことを明言した。これら成長戦略のためには、ブロックチェーン技術を含めたデジタル技術を社会に普及させていくことが重要であり、今後見込まれる暗号資産を利用した資金決済分野の革新や、暗号資産を用いたブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化に備える必要がある。暗号資産はWeb3.0の根幹技術であるパブリックチェーンに用いられ、NFTやメタバース、DAOといったWeb3.0を構成する新たな仕組みに不可欠なものである。Web3.0において既存の法定通貨に代わり使用される主たる価値移転の手段は暗号資産であり、国内におけるWeb3.0の発展とは即ち国民による暗号資産の利用拡大を意味している。その一方で、他国と比べ我が国の暗号資産税制がこれら利用のハードルとなっているのが現状である。税制の整備によって暗号資産の有用、健全かつ円滑な利用を実現することで、日本が世界で強い競争力を持ったWeb3.0産業の発展を成し遂げ、その市場を育成し、ひいては日本政府が掲げる「貯蓄から投資へ」の政策にも大きく寄与するといえる。なお、2020年5月に施行された金融商品取引法及び資金決済法の改正法案附帯決議も、「暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること」としている³³。

³³ 衆議院 第198回国会閣法第49号附帯決議 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/zaimu084657CD14F91C6249258401000DC40E.htm 及び参議院 第198回国会閣法第49号附帯決議 https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f067_053001.pdf

カ なお、申告分離課税が導入された場合には、一律20%の税率が適用されるとともに、暗号資産取引により生じた損失は翌年以降3年間、繰越控除ができることを想定している。また、暗号資産取引により生じた利益が引き続き雑所得に区分されて申告分離課税が導入される場合、1か所から給与の支払を受けている者で給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下である場合には確定申告を要しない等、確定申告要否の基準については現行税法に基づく取扱いと変わらないことを前提としている。

(2) 法人税

ア 法人税は、他社が発行するトークンを保有する場合、期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外とすることを要望する。

これにより、現時点における実務の幅広いニーズに対応できるほか、今後登場する新たなニーズにも対応できるというメリットがある³⁴。

短期売買目的であるか否かは外形的・客観的に判断する。例えば、短期売買商品の時価評価課税の対象は、基本的には、①市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものと、②上記①以外で、その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものに限定されている（法人税法61条3項、法人税法施行令118条の4、法人税法施行規則26条の7）。暗号資産の保有が短期売買目的であるかどうかについても、そのトレーディング業務を行う専門の担当者（トレーダー）が存在するか、あるいは法人がその取得の日において「投資暗号資産」などと帳簿書類に記載しているかを基準として判断する。

なお、DEX（分散型取引所）にて取引可能な暗号資産のみならず、BinanceなどのCEX（中央集権型取引所）に上場されている暗号資産であっても、具体的にどの程度の数量及び頻度で取引がなされていると市場暗号資産に該当するのか明らかではないことを考えると、活発な市場があるか否かを基準として課税の取扱いを変えるのは非常に難しい。この点について、web3ホワイトペーパーでも指摘されており、政令やFAQなどで、現行の法人税法施行令118条の7に定められているものよりも明確な判断基準を設置することが望ましいが、明確かつ客観的な判断基準の設置が困難であるならば、やはり、上記のとおり期末時価評価課税の課税対象を現行制度よりも狭いものにすべきである。

イ Web3.0のエコシステムを形成、発展させる上では、技術開発会社、法人のユーザー又はベンチャーキャピタルなど暗号資産の発行者以外の法人が長期投資目的、発行体へのサービス提供の対価、ガバナンス目的又はステーキング目的で暗号資産を保有することが想定され、未実現利益に課税されると納税資金や事業用資金の確保が困難となる現状がある。我が国におけるビジネスニーズやWeb3.0企業の発展を目指すため、自社発行のトークンのみならず、他社が発行するトークンにおいても、短期売買目的でないものを期末時価評価課税の対象から除外する改正案を両協会は要望する。なお、短期売買目的でないものを除外することを最終的な改正案としつつも、これらの中でも多岐にわたる保有目的やユースケースごとに段階的に検討を進めることも考えられる。

³⁴ 前掲脚注27、参照

(3) 資産税

- ア 暗号資産は相続時の財産的価値すなわち時価により評価を行い、相続税を課税する。相続人は被相続人の取得原価を引き継ぐが、暗号資産の譲渡による所得が雑所得に分類されていることから、相続人が相続で取得した暗号資産を譲渡した際に、取得費加算の特例の対象とはならない（租税特別措置法39条）。結果、相続人は相続税と所得税を最高税率で負担する場合もあり、相続した暗号資産の時価評価額以上の過大な税負担となるケースも生じている。この負担を有価証券や不動産等他の財産を同様の税負担とするために、取得費加算の特例の対象に、暗号資産の譲渡によって生じた雑所得を加えることを要望する。
- イ 暗号資産の相続財産評価について、活発な市場が存在する暗号資産は、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価することとされている（国税庁「暗号資産に関する税務上の取り扱いについて（情報）」）。しかし、同じく時価が変動する上場株式の取扱いと比較し、不利な取扱いとなっている。そこで、上場株式と同様に、相続時の最終価格によって評価することを原則としつつ、相続日の属する月を含む前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額でもよいという取扱いを要望する。

(4) 暗号資産同士の交換

- ア 現行の税制においては、保有する暗号資産を円やドル等の法定通貨と交換した場合だけでなく、他の暗号資産と交換した場合にも、暗号資産を譲渡したものとして暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課されることになる。しかし、暗号資産同士の交換時には法定通貨を取得することがないため、納税のための担税力を欠く結果となり、納税者による税務申告促進の妨げとなっている。このため、暗号資産取引に関する損益は、暗号資産同士を交換したタイミングでは課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とすることを検討する余地がある。
- イ しかしながら、上記の検討にあたっては解決すべき論点が少なからずあることも考慮しなくてはならない。解決すべき主な論点として以下のような点が考えられる。
- a 税制の公平性：暗号資産同士の交換を所得税の対象外とする場合、他の資産や投資対象との交換の場合との公平性が問われる。例えば、株式や不動産などの他の資産の売買による利益は所得税の対象となる一方で、暗号資産同士の交換による利益が所得税の対象外となる場合、同じ投資行為に対して異なる課税基準が適用されることになる。このような差異について、税制における公平性をどのように担保するか検討を要する。
 - b 所得の計算方法：暗号資産同士の交換において所得が発生しないとする場合、保有していたトークンの簿価が交換されたトークンに引き継がれることになる。現在の所得税法では一般的に総平均法が適用され、総平均法では年間を通じて取得した通貨の平均単価が当該通貨の簿価となる。従って、暗号資産同士の交換が生じた場合、交換された（取得した）トークンの簿価は交換の時点で再計算されることになるが、仮にトークンAからトークンB、その後トークンBからトークンAの交換が行われた場合、AとBの簿価計算に循環が生じるため簿価の確定は不可能となる。また、理論上計算が可能なケースであっても従来よりも更に複雑な計算が必要となり、納税者及び税務当局に

おける負担の増加も懸念される。このような問題を解決するため、従来の計算方法について再度見直す必要がある。

- c ステータブルコイン：ステータブルコインは価値が法定通貨など特定の資産価格と連動することを目的に設計された暗号資産であるところ、暗号資産同士の交換を所得税の対象外とする場合にステータブルコインの交換も同様に対象外とした場合、実質的には外国為替取引（FX）と同じ効果を生むにも関わらず、外国為替取引については課税対象となり、ステータブルコインへの交換は課税されないという不均衡が生じる可能性がある。また、仮にステータブルコインへの交換は所得税の対象とする場合、ステータブルコインとステータブルコイン以外の暗号資産で税の取り扱いが変わるため、ステータブルコインの定義や対象を明確化する必要が生じる。このように、ステータブルコインの取扱いをどのように整理するか、例えば一定の条件や制約を設けるかなどの矛盾しない具体的な方法を検討する必要がある。
- d 海外における税制：海外の主要な国々においては基本的に暗号資産同士の交換は課税対象とされているため、海外税制との不均衡が生じることとなる。

以上に挙げた論点を含め、暗号資産同士の交換を非課税とするにあたっては、税制の公平性や整合性、実務上の実現可能性など様々な要素を考慮し慎重に検討していく必要があると考えられる。

以上